

議案第10号

西脇市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

子育て世帯及び若年世帯の入居者資格を緩和し、Uターン世帯の入居者資格を追加するとともに、民法及び公営住宅法の改正に伴う所要の改正を行う必要があるため。

## 西脇市営住宅条例の一部を改正する条例

西脇市営住宅条例（平成17年西脇市条例第 133号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「勤務場所を有する者」の右に「（過去に市内に住所を有していた者を含む。）」を加える。

第7条第1項第3号を次のように改める。

(3) その者の収入が入居の申込みをした日において、次のア、イ、ウ又はエに掲げる場合に依り、それぞれア、イ、ウ又はエに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合

214,000円

(ア) 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるものがある場合

(イ) 入居者又は同居者に前号ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者がある場合

(ウ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

イ 入居者が(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合 259,000円

(ア) 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

(イ) 入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）の年齢の合計が80歳以下である場合

ウ 普通市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は158,000円）

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

第9条第2項中「第7条第1項第3号イ」を「第7条第1項第3号ウ」に改める。

第11条第5項中「寡婦」を「寡婦（寡夫）」に改める。

第17条に次の1項を加える。

- 4 市長は、普通市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の省令第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の普通市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該普通市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。第20条第3項中「収入の申告」の右に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第26条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「未納の家賃、金銭又は損害賠償金（原状回復費用を含む。）」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることのできる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第28条第1項中「費用（畳の表替え、ふすま及びクロスの張り替え、破損ガラスの取替え等軽微な修繕並びに給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第3項中「第1項に規定する修繕」を「市営住宅及び共同施設の修繕」に、「同項の規定」を「第1項の規定」に改める。

第29条第4号中「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において市が負担することとされているもの」に改める。

第38条第1項中「第17条第1項」を「第17条第1項及び第4項」に改め、同条第2項中「政令第8条第2項」を「政令第8条第2項又は第3項」に改める。

第40条第1項中「第17条第1項及び」を「第17条第1項及び第4項並びに」に改める。

第43条第1項及び第46条中「第17条第1項」を「第17条第1項若し

くは第4項」に改める。

第47条中「第17条第1項、第38条第1項」を「第17条第1項若しくは第4項、第38条第1項又は」に改める。

第49条第3項中「年5パーセントの割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の西脇市営住宅条例第49条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。